

厚生労働省発雇児第0129001号

平成15年1月29日

[一部改正] 平成15年1月30日 厚生労働省発雇児第0130008号  
平成15年7月10日 厚生労働省発雇児第0710001号  
平成16年2月9日 厚生労働省発雇児第0209008号  
平成16年9月21日 厚生労働省発雇児第0921001号  
平成17年2月1日 厚生労働省発雇児第0201008号  
平成17年10月18日 厚生労働省発雇児第1018001号  
平成18年2月3日 厚生労働省発雇児第0203004号  
平成18年7月18日 厚生労働省発雇児第0718003号  
平成19年6月25日 厚生労働省発雇児第0625003号  
平成20年2月6日 厚生労働省発雇児第0206002号  
平成20年5月29日 厚生労働省発雇児第0529001号  
平成21年7月31日 厚生労働省発雇児0731第1号  
平成22年1月28日 厚生労働省発雇児0128第3号  
平成22年5月17日 厚生労働省発雇児0517第5号  
平成23年6月6日 厚生労働省発雇児0606第2号  
平成24年5月10日 厚生労働省発雇児0510第1号  
平成25年5月20日 厚生労働省発雇児0520第1号  
平成26年3月26日 厚生労働省発雇児0326第1号  
平成27年2月3日 厚生労働省発雇児0203第9号  
平成27年6月22日 厚生労働省発雇児0622第1号  
平成28年1月20日 厚生労働省発雇児0120第5号  
平成28年6月10日 厚生労働省発雇児0610第1号  
平成29年3月9日 厚生労働省発雇児0309第5号  
平成29年9月1日 厚生労働省発子0901第1号  
平成30年2月19日 厚生労働省発子0219第3号  
平成30年12月19日 厚生労働省発子1219第3号  
平成31年2月18日 厚生労働省発子0218第1号  
令和元年10月11日 厚生労働省発子1011第1号  
令和2年3月6日 厚生労働省発子0306第5号  
令和3年3月10日 厚生労働省発子0310第9号  
令和4年2月16日 厚生労働省発子0216第1号  
令和5年1月26日 厚生労働省発子0126第5号  
令和5年3月16日 厚生労働省発子0316第3号  
令和5年6月15日 厚生労働省発社援0615第4号  
令和6年2月16日 厚生労働省発社援0216第31号

都 道 府 県 知 事  
各 宛  
婦人相談所を設置する指定都市市長

厚生労働事務次官

婦人保護費の国庫負担金及び国庫補助について

標記の国庫負担金及び国庫補助金の交付については、別紙「婦人保護費国庫負担金及び国庫補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行うこととされたので通知する。

なお、この通知は平成14年4月1日から適用し、昭和44年6月25日厚生省社第146号厚生事務次官通知「婦人保護費国庫負担及び国庫補助について」は廃止する。おって、平成13年度以前に交付された国庫負担金及び国庫補助金の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

また、貴管内の市長（婦人相談所を設置する指定都市は除く）に対しては、貴職からこの旨通知願います。

別紙

婦人保護費国庫負担金及び国庫補助金交付要綱

(通 則)

- 1 婦人保護費国庫負担金及び国庫補助金（以下「補助金等」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、売春防止法（昭和31年法律第118号）、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年<sup>厚生省</sup>令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。<sup>労働省</sup>

(交付の目的)

- 2 この補助金等は、売春防止法に基づき要保護女子についてその転落の未然防止と保護更生を図ること及び配偶者暴力防止法に基づき配偶者からの暴力被害者である女性の保護等を目的とする。

(交付の対象)

- 3 この補助金等は、次の事業を交付の対象とする。
  - (1) 婦人保護事業費負担金  
売春防止法第34条第3項第3号又は配偶者暴力防止法第3条第3項第3号（同第4項の規定により、厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）の規定により、都道府県及び婦人相談所を設置する指定都市が行う婦人相談所による一時保護の実施に係る事業。
  - (2) 婦人相談所運営費負担金  
売春防止法第38条第1項第1号又は配偶者暴力防止法第27条第1項第1号の規定により、都道府県及び婦人相談所を設置する指定都市が行う婦人相談所の運営事業。
  - (3) 婦人保護事業費補助金  
昭和38年3月19日厚生省発社第34号厚生事務次官通知「婦人保護事業の実施要領について」の第四の6により、都道府県が行う婦人保護施設（婦人保護長期入所施設を含む。）の運営事業。

(交付の算定方法)

- 4 この補助金等の交付額は、次により算出された額とする。
  - (1) 別紙の表の各区分の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定

める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(2) (1) により選定された額に第5欄に掲げる負担(補助)率を乗じる。

(3) (2) により算出された額の合計額を交付額とする。

(交付の条件)

5 この補助金等の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業に要する経費の配分の変更については、次により行うものとする。

ア 婦人保護事業費負担金、婦人相談所運営費負担金及び婦人保護事業費補助金間での経費の配分の変更は、してはならないものとする。

イ 婦人保護事業費補助金に係る事業に要する経費の種目間での配分の変更(軽微な配分変更を除く。)を行う場合には、速やかに当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局長(徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあっては四国厚生支局長、以下「地方厚生(支)局長」という。)の承認を受けなければならない。

(2) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、速やかに地方厚生(支)局長の承認を受けなければならない。

(3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに地方厚生(支)局長の承認を受けなければならない。

(4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、地方厚生(支)局長の承認を受けないでこの補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

(5) 地方厚生(支)局長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(7) この補助金等と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金等の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(申請手続)

- 6 都道府県知事及び婦人相談所を設置する指定都市市長は、別紙様式2による申請書に  
関係書類を添えて、別に定める期日までに地方厚生(支)局長に提出するものとする。

(変更申請手続)

- 7 この補助金等の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等  
を行う場合には、6に定める申請手続に従い、別に定める期日までに行うものとする。

(交付決定までの標準的処理期間)

- 8 国は、6又は7に定める申請書が到達した日から起算して、原則として70日以内に交付  
の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。

(補助金等の概算払)

- 9 厚生労働大臣は、補助金等の概算払をする必要があると認める場合には、国の支払計画  
承認額の範囲において、概算払いをすることができる。

(実績報告)

- 10 都道府県知事及び婦人相談所を設置する指定都市市長は、別紙様式3による事業実績  
報告書に  
関係書類を添えて、翌年度の6月末日(5の(3)により事業の中止又は廃止  
の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日)までに  
地方厚生(支)局長に提出しなければならない。

(補助金等の返還)

- 11 地方厚生(支)局長は、交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額  
を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めてその超える部分について国庫  
に返還することを命ずる。

(その他)

- 12 特別の事情により4, 6, 7及び10に定める算定方法、手続きによることができない  
場合には、あらかじめ地方厚生(支)局長の承認を受けてその定めるところによるもの  
とする。

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対象経費	5 負担 (補助率)
婦人保護 事業費 負担金	事務費	<p>次に掲げる額の合算額</p> <p>1 別表に示す「施設事務費算定基準」によって算定された額（経費の種類ごとにそれぞれの単価に員数（別に定める「職員職種別配置基準」を限度とする。）を乗じて得た額の合算額）を、当該施設の取扱定員に12を乗じた数によって除して得た額（円未満切捨）と、表1「施設事務費基準限度額」とを比較していずれか少ない方の額に取扱定員と12を乗じて得た額（以下「標準国庫補助基本額」という。）とする。</p> <p>ただし、職員職種別配置基準を満たす施設であって、指導員が配置基準を超えて配置されている場合には、当該超えた指導員数の範囲内において、厚生労働大臣が必要と認めた指導員数（以下「指導員加算数」という。）を限度として「施設事務費算定基準」によって算定された額（指導員に係る経費の種類ごとにそれぞれの単価に指導員加算数を乗じて得た額の合算額）を、当該施設の取扱定員に12を乗じた数によって除して得た額（円未満切捨）と表2「指導員1人当たり加算限度額」に指導員加算数を乗じて得た額とを比較していずれか少ない方の額に取扱定員と12を乗じて得た額を標準国庫補助基本額に加算することができる。</p>	婦人相談所 一時保護所職 員設置のため に必要な給料 、賃金、職員 手当等及び運 営のために必 要な旅費、需 用費（印刷製 本費、食糧費 、光熱水費、 燃料費、修繕 料、役務費（ 通信運搬費） 、備品購入費 、委託料等	5/10

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対象経費	5 負担 (補助率)
------	------	---------	--------	---------------

表 1

施設事務費基準限度額表

(単位：円)

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
20名以下	<u>252,900</u>	<u>245,900</u>	<u>244,100</u>	<u>238,800</u>	<u>235,300</u>	<u>228,200</u>	<u>222,900</u>	<u>217,600</u>
21～30	<u>168,900</u>	<u>164,200</u>	<u>163,000</u>	<u>159,500</u>	<u>157,100</u>	<u>152,400</u>	<u>148,900</u>	<u>145,400</u>
31～40	<u>126,900</u>	<u>123,400</u>	<u>122,500</u>	<u>119,800</u>	<u>118,100</u>	<u>114,500</u>	<u>111,900</u>	<u>109,200</u>
41～50	<u>101,700</u>	<u>98,800</u>	<u>98,100</u>	<u>96,000</u>	<u>94,600</u>	<u>91,800</u>	<u>89,700</u>	<u>87,600</u>
51～60	<u>94,200</u>	<u>91,500</u>	<u>90,900</u>	<u>88,900</u>	<u>87,600</u>	<u>84,900</u>	<u>82,900</u>	<u>81,000</u>
61～70	<u>80,800</u>	<u>78,600</u>	<u>78,000</u>	<u>76,300</u>	<u>75,200</u>	<u>72,900</u>	<u>71,200</u>	<u>69,500</u>
71～80	<u>70,800</u>	<u>68,900</u>	<u>68,400</u>	<u>66,900</u>	<u>65,900</u>	<u>63,900</u>	<u>62,400</u>	<u>60,900</u>
81～90	<u>63,100</u>	<u>61,300</u>	<u>60,900</u>	<u>59,500</u>	<u>58,700</u>	<u>56,900</u>	<u>55,600</u>	<u>54,300</u>
91～100	<u>56,800</u>	<u>55,200</u>	<u>54,900</u>	<u>53,700</u>	<u>52,900</u>	<u>51,300</u>	<u>50,100</u>	<u>48,900</u>

表 2

指導員1人当たり加算限度額

(単位：円)

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
20名以下	<u>29,200</u>	<u>28,300</u>	<u>28,100</u>	<u>27,500</u>	<u>27,000</u>	<u>26,100</u>	<u>25,500</u>	<u>24,800</u>
21～30	<u>19,500</u>	<u>18,900</u>	<u>18,800</u>	<u>18,300</u>	<u>18,000</u>	<u>17,400</u>	<u>17,000</u>	<u>16,500</u>
31～40	<u>14,600</u>	<u>14,200</u>	<u>14,100</u>	<u>13,700</u>	<u>13,500</u>	<u>13,100</u>	<u>12,700</u>	<u>12,400</u>
41～50	<u>11,700</u>	<u>11,300</u>	<u>11,300</u>	<u>11,000</u>	<u>10,800</u>	<u>10,500</u>	<u>10,200</u>	<u>9,900</u>
51～60	<u>9,700</u>	<u>9,400</u>	<u>9,400</u>	<u>9,200</u>	<u>9,000</u>	<u>8,700</u>	<u>8,500</u>	<u>8,300</u>
61～70	<u>8,400</u>	<u>8,100</u>	<u>8,000</u>	<u>7,800</u>	<u>7,700</u>	<u>7,500</u>	<u>7,300</u>	<u>7,100</u>
71～80	<u>7,300</u>	<u>7,100</u>	<u>7,000</u>	<u>6,900</u>	<u>6,800</u>	<u>6,500</u>	<u>6,400</u>	<u>6,200</u>
81～90	<u>6,500</u>	<u>6,300</u>	<u>6,300</u>	<u>6,100</u>	<u>6,000</u>	<u>5,800</u>	<u>5,700</u>	<u>5,500</u>
91～100	<u>5,800</u>	<u>5,700</u>	<u>5,600</u>	<u>5,500</u>	<u>5,400</u>	<u>5,200</u>	<u>5,100</u>	<u>5,000</u>

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対象経費	5 負担 (補助率)
		<p>(注) 1 「地域区分」の適用範囲については、次によるものとする。</p> <p>(1) 「20/100」とは、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第11条の3の規定に基づく人事院規則（以下「人事院規則」という。）9-49別表（以下「別表」という。）第一の級地が「一級地」とされている地域とする。</p> <p>(2) 「16/100」とは、人事院規則別表の級地が「二級地」とされている地域とする。</p> <p>(3) 「15/100」とは、人事院規則別表の級地が「三級地」とされている地域及び習志野市、八千代市とする。</p> <p>(4) 「12/100」とは、人事院規則別表の級地が「四級地」とされている地域及び綾瀬市、海老名市、座間市、高石市とする。</p> <p>(5) 「10/100」とは、人事院規則別表の級地が「五級地」とされている地域及び鶴ヶ島市、新座市、富士見市、ふじみ野市、埼玉県三芳町、四街道市、小金井市、神奈川県寒川町、逗子市、摂津市、松原市、広島県府中町とする。</p> <p>(6) 「6/100」とは、人事院規則別表の級地が「六級地」とされている地域及び狭山市、蕨市、白井市、伊勢原市、秦野市、大府市、長岡京市、大阪狭山市、大阪府忠岡町、貝塚市とする。</p> <p>(7) 「3/100」とは、人事院規則別表の級地が「七級地」とされている地域及び稲沢市、東海市、知立市、愛西市、四條畷市、生駒郡斑鳩町とする。</p> <p>(8) 「その他」とは、(1)から(7)以外の地域とする。</p> <p>2 取扱定員は、別に定める施設別定員とする。</p>		



1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対象経費	5 負担 (補助率)
		<p>2 寒冷地手当            国家公務員の寒冷地手当に関する法律及び同支給規則に定める支給地域に所在する婦人相談所一時保護所に勤務する職員に対して支給されるもので、毎年10月31日現在の現員に対し都道府県及び婦人相談所を設置する指定都市条例の定めるところにより支給した額の合算額と次の寒冷地手当算定方式により算定した額とを比較して少ない方の額とする。</p>		

寒冷地に所在する施設

次表の単価に員数を乗じて算定された額

	単 価				員 数
	1 級地	2 級地	3 級地	4 級地	
	円	円	円	円	
ア	131,900	116,800	112,700	89,000	世帯主の員数
イ	72,900	65,300	64,300	51,000	準世帯主の員数
ウ	51,700	44,000	43,000	36,800	非世帯主の員数

注「寒冷地」とは、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に定める地域をいう。

(備考) 1 「世帯主」とは、扶養親族を有する職員で主としてその収入によって世帯の生計を支えているものをいい、「準世帯主」とは、扶養親族を有しない居住のための一戸を構え又は下宿、寮等において独立世帯を形成しているものをいい、「非世帯主」とは、世帯主及び準世帯主以外のものをいう。

2 「世帯主」には、寒冷地手当支給対象地域外に居住する扶養親族のある職員であつて、その扶養親族と同居しておらず、かつ扶養親族が居住する住居と寒冷地手当支給対象地域との最短距離が60キロメートル以上であるものは含まないものとする。

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対象経費	5 負担 (補助率)																				
		<p>3 夜間警備体制強化加算</p> <p>警備員を雇上げ又は委託契約等に基づき警備員を配置若しくは機械設備を利用し、夜間警備体制の強化を図る場合次の算式によって算定した額。</p> <p>ただし、警備員を配置する場合は1施設2名まで、機械設備のみの場合は1施設1式までとし、警備員と機械設備を併用する場合はどちらか一方を本加算の対象とする。</p> <p>(宿直職員が配置されており、夜間における入所者への処遇が適切に行える職員体制になっている場合に限る。なお、夜間に警備員のみとなる施設は、本加算の対象としない。)</p> <p>(算式) 施設定員×夜間警備体制強化加算分保護単価×警備員数 (又は機械設備1式数)</p> <p>夜間警備体制強化加算分保護単価 (月額)</p> <table border="1" data-bbox="619 1137 943 1514"> <thead> <tr> <th>定員</th> <th>単価 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>20名以下</td><td>8,090</td></tr> <tr><td>21～30</td><td>5,390</td></tr> <tr><td>31～40</td><td>4,040</td></tr> <tr><td>41～50</td><td>3,230</td></tr> <tr><td>51～60</td><td>2,690</td></tr> <tr><td>61～70</td><td>2,310</td></tr> <tr><td>71～80</td><td>2,020</td></tr> <tr><td>81～90</td><td>1,790</td></tr> <tr><td>91～100</td><td>1,610</td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 婦人相談所の終業時間から翌日の始業時間までの間12時間以上警備員を1名配置する場合には本加算分保護単価に2を乗じた単価を加算するものとする。</p> <p>4 入所者処遇特別加算</p> <p>高齢者等を非常勤職員として雇用している施設であって、別途定めるところにより、入所者処遇特別加算が必要と認定された場合。</p>	定員	単価 (円)	20名以下	8,090	21～30	5,390	31～40	4,040	41～50	3,230	51～60	2,690	61～70	2,310	71～80	2,020	81～90	1,790	91～100	1,610		
定員	単価 (円)																							
20名以下	8,090																							
21～30	5,390																							
31～40	4,040																							
41～50	3,230																							
51～60	2,690																							
61～70	2,310																							
71～80	2,020																							
81～90	1,790																							
91～100	1,610																							

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対象経費	5 負担 (補助率)
		<p>5 単身赴任手当加算 職員のうち単身赴任者が存する施設であって、別途定めるところにより、単身赴任手当加算が必要と認定された場合。</p> <p>6 事務用冬期採暖費 北海道に所在する施設について 取扱人員×2,310円</p> <p>7 降灰除去費 活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）に基づき、降灰防除地域の指定を受けた地域に所在する施設について 1 施設当たり年額 155,870円</p> <p>8 (1) 1により算定した事務費について、次の各号のいずれかに該当するときは、その事実の生じた日の属する月の翌月から1の方法に準じて事務費の額を改定すること。 ア 当該施設の取扱定員に変更を生じたとき。 イ 当該施設の職員に増減を生じたとき。 ただし、1か月以内における増減を除く。 (2) 算定した事務費の算定基礎等に誤りがあった場合は決定の時期にさかのぼって改定すること。</p> <p>9 心理療法担当職員雇上費加算 別途定めるところにより、心理療法担当職員雇上費加算が必要と認定された場合 1 施設当たり年額 1,800,450円</p>		

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対象経費	5 負担 (補助率)
		<p>10 同伴児童対応指導員雇上費加算 別途定めるところにより、婦人相談所一時保護所において、主に同伴児童の対応を行う指導員の配置が必要と認定された場合。</p> <p>1 施設当たり年額</p> <p>(1人配置の場合) 2,260,923円 (2人配置の場合) 4,521,846円 (3人配置の場合) 6,782,769円 (4人配置の場合) 9,043,692円 (5人配置の場合) 11,304,615円</p> <p>11 学習指導費加算 婦人相談所一時保護所の同伴児童及び一時保護委託児童のうち、学習習慣が身につけていないなどにより学業に遅れがある小学生及び高校受験を目指す中学生に対し、副教材の準備及び講師による指導等により学習指導を行った場合。</p> <p>なお、講師に対する謝金等を学習指導費加算額の範囲内で支出して差し支えないものとする。</p> <p>対象児童数×8,200円(月額)</p> <p>12 配偶者暴力防止法に基づく配偶者から暴力を受けた者(以下、「暴力被害者」という。)の一時保護委託費 暴力被害者の一時保護を委託して行う場合、次により算出された額の合算額</p> <p>[14日以内の場合]</p> <p>1 暴力被害者分</p> <p>(1) 暴力被害者 各月の委託延人数に日額8,300円を乗じた額</p> <p>(2) 同伴児(者)加算 暴力被害者が、その家族を同伴する場合には次に示す額に各月の委託延人数を乗じた額を加算するものとする。</p> <p>同伴児 就学前児童 4,830円</p>		

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対象経費	5 負担 (補助率)
		<p>就学児から18歳未満児童 2,480円</p> <p>同伴者 <u>2,560円</u></p> <p>※1 同伴児とは、暴力被害者が同伴する児童（18歳未満。）とする。（以下同じ。）</p> <p>※2 同伴者とは、同伴児以外の親等の家族とする。（以下同じ。）</p> <p>2 同伴児（者）単独分 暴力被害者と、その同伴する家族を分離し一時保護を委託して行う場合は次に示す額に各月の委託延人数を乗じた額。 児童 就学前児童 <u>7,930円</u></p> <p>就学児から18歳未満の児童 5,580円</p> <p>児童以外の者 <u>5,660円</u></p> <p>(注) 暴力被害者本人の一時保護が前提であること。（14日を超えた場合も同様）</p> <p>[14日を超えた場合]</p> <p>1 暴力被害者分 (1) 暴力被害者 各月の委託延人数に日額<u>8,150円</u>を乗じた額 (2) 同伴児（者）加算 暴力被害者が、その家族を同伴する場合には次に示す額に各月の委託延人数を乗じた額を加算するものとする。 同伴児 就学前児童 <u>4,830円</u></p> <p>就学児から18歳未満児童 2,480円</p> <p>同伴者 <u>2,400円</u></p> <p>2 同伴児（者）単独分 暴力被害者と、その同伴する家族を分離し一時保護を委託して行う場合は次に示す額に各月の委託延人数を乗じた額。</p>		

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対象経費	5 負担 (補助率)
		<p>児童 就学前児童 <u>7,930</u> 円</p> <p>就学児から 18 歳未満の児童 5,580 円</p> <p>児童以外の者 <u>5,500</u> 円</p> <p>13 売春防止法に基づく要保護女子の 一時保護委託費 別途定めるところにより、売春防 止法に基づく要保護女子(以下、「要 保護女子」という。)の一時保護を委 託して行う場合、次により算出され た額の合算額</p> <p>[14日以内の場合]</p> <p>1 要保護女子分 前項 [14日以内の場合] の 1 の 「暴力被害者」を「要保護女子」と 読み替え、その基準額を適用する。</p> <p>2 同伴児 (者) 単独分 前項 [14日以内の場合] の 2 の 「暴力被害者」を「要保護女子」と 読み替え、その基準額を適用する。</p> <p>[14日を超えた場合]</p> <p>1 要保護女子分 前項 [14日を超えた場合] の 1 の 「暴力被害者」を「要保護女子」と 読み替え、その基準額を適用する。</p> <p>2 同伴児 (者) 単独分 前項 [14日を超えた場合] の 2 の 「暴力被害者」を「要保護女子」と 読み替え、その基準額を適用する。</p> <p>14 心理療法担当職員雇上費加算 別途定めるところにより、婦人相談 所が行う一時保護の委託施設に心理 療法担当職員を配置した場合</p> <p>1 施設当たり年額 1,800,450 円</p>		

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対象経費	5 負担 (補助率)
		<p>15 個別対応職員雇上費加算  別途定めるところにより、婦人相談所が行う一時保護の委託施設に個別対応職員を配置した場合</p> <p>1 施設当たり年額 5,866,000円</p> <p>16 人身取引被害者等支援加算  婦人相談所が行う一時保護の委託施設が、外国人被害者への支援の充実を図るため、通訳者を雇上げた場合</p> <p>1 施設当たり日額 10,790円</p>		

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対象経費	5 負担 (補助率)												
	事業費	<p>次に掲げる額の合算額</p> <p>1 要保護女子等分</p> <p>(1) 事業費</p> <p>各月初日の保護現員（月の中途において退所した者を除く。以下「各月当初保護現員」という。）に月額 <u>73,100</u> 円を乗じた額の合算額。</p> <p>ただし、毎年 11 月 1 日からその翌年 3 月 31 日までの間は、その間の各月当初保護現員に次の冬期加算額を乗じて算定した額を加えるものとする。</p> <p>冬 期 加 算 額</p> <table border="1" data-bbox="560 846 1157 974"> <thead> <tr> <th>I 区</th> <th>II 区</th> <th>III 区</th> <th>IV 区</th> <th>V 区</th> <th>VI 区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>円 9,700</td> <td>円 7,800</td> <td>円 5,700</td> <td>円 4,500</td> <td>円 3,000</td> <td>円 2,200</td> </tr> </tbody> </table>	I 区	II 区	III 区	IV 区	V 区	VI 区	円 9,700	円 7,800	円 5,700	円 4,500	円 3,000	円 2,200	<p>婦人相談所一時保護所入所者の処遇のために必要な需用費（食糧費、光熱水費、燃料費、消耗品費）、備品購入費、扶助費等</p>	5/10
I 区	II 区	III 区	IV 区	V 区	VI 区											
円 9,700	円 7,800	円 5,700	円 4,500	円 3,000	円 2,200											
		<p>注) 地区別区分は、生活保護法による保護基準（昭和38年厚生省告示第158号）の別表第1附表の区分による婦人相談所の所在地について適用するものであること。</p> <p>(2) 妊産婦加算</p> <p>妊産婦については、各月入所現員に掲げる区分ごとの妊産婦加算額を乗じて算定した額を、前項により算定した事業費に加えるものとする。</p> <p>ただし、妊婦については、次に掲げる妊婦の額を出産した日の属する月まで加算するものとし、産婦については出産した日の属する月の翌月から2か月間加算するものとする。</p> <p>妊産婦加算（日額）</p> <table border="1" data-bbox="560 1720 1054 1937"> <thead> <tr> <th colspan="2">妊 婦</th> <th rowspan="2">産 婦</th> </tr> <tr> <th>6 月未満</th> <th>6 月以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>円 303</td> <td>円 458</td> <td>円 281</td> </tr> </tbody> </table>	妊 婦		産 婦	6 月未満	6 月以上	円 303	円 458	円 281						
妊 婦		産 婦														
6 月未満	6 月以上															
円 303	円 458	円 281														



1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対象経費	5 負担 (補助率)
		<p>(3) 母子加算            要保護女子等が乳児または幼児を養育しなければならない場合はその者の各月初日の在籍戸数（月の中途において退所した月を除く。）に月額20,670円を、養育しなければならない者が2人の場合は1,610円、3人以上1人増すごとにさらに月額790円を加算した額を乗じた額を(1)の事業費に加算するものとする。            ただし、国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定による遺族基礎年金の支給を受けている者はこれを除外すること。            （注）乳児とは、満1才未満の者、幼児とは、満1才以上小学校就学前の者をいうものであること。（以下同じ。）</p> <p>(4) 期末一時扶助費            毎年12月初日保護現員×5,640円</p> <p>(5) 被服加算            各月保護人員×月額260円</p> <p>2 要保護女子等が同伴する乳幼児</p> <p>(1) 事業費            ア 乳児の各月当初保護現員に月額61,700円を乗じた額の合計額            。            イ 幼児の各月当初保護現員に月額61,700円を乗じた額の合計額            。            ただし、毎年11月1日からその翌年3月31日までの間はその間の乳児又は幼児の各月当初保護現員に前記1の(1)の冬期加算額を乗じて算定した額を加えるものとする。</p> <p>(2) 期末一時扶助費            毎年12月初日保護現員×5,640円</p> <p>(3) 被服加算            各月入所人員×月額260円</p>		

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対象経費	5 負担 (補助率)
		<p>3 事業費の算出にあたり月の途中で保護又は退所した者についての事業費（冬期加算を含む。）、妊産婦加算及び母子加算の額は次の算式により算定した額とする。</p> $\text{月額単価} \times \frac{\text{当該月の保護日数}}{30 \text{日又は当該月の日数}}$ <p>4 入所者の生活指導のための器具機材費として地方厚生（支）局長が必要と認めた額。</p> <p>5 同伴児童学習支援事業  別途定めるところにより、婦人相談所一時保護所又は婦人相談所が行う一時保護の委託施設に学習指導員を配置し、必要に応じて教材等を整備した場合の経費  （1）婦人相談所一時保護所  教材費等 児童1人当たり月額 5,028円</p> <p>※学習指導員の配置に係る経費は、<u>困難な問題を抱える女性支援推進等事業</u>において補助する。  （2）一時保護委託施設  学習指導員の配置  1施設当たり年額 1,635,000円  教材費等  児童1人当たり月額 5,028円</p> <p>6 同伴児童通学支援事業  別途定めるところにより、婦人相談所が行う一時保護の委託施設から、同伴児童が小中学校等に通学する際に生活支援員による通学への同行支援を行った場合の経費</p> <p>施設1施設当たり年額 484,000円</p> <p>※一時保護委託先の生活支援員の配置に係る経費は、<u>困難な問題を抱える女性支援推進等事業</u>において補助する。</p>		

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対象経費	5 負担 (補助率)
<p>婦人相談所 運営費負担 金</p>	<p>運営費</p>	<p>次に掲げる額の合算額</p> <p>1 婦人相談所活動費 婦人相談所が行う都道府県及び婦人相談所を設置する指定都市域内における要保護女子等の移送等を行う事業に要する経費として、地方厚生（支）局長が必要と認めた額</p> <p>2 外国人婦女子緊急一時保護経費 婦人相談所が行う外国人婦女子緊急一時保護事業に要する経費として、地方厚生（支）局長が必要と認めた額</p>	<p>婦人相談所が行う都道府県及び婦人相談所を設置する指定都市域内における要保護女子等の移送等を行うために必要な旅費、役務費（通信運搬費）</p> <p>婦人相談所が行う外国人婦女子緊急一時保護事業を行うために必要な旅費、役務費（通信運搬費）、通訳雇上費、婦人相談所で一時保護した人身取引被害者等の医療費（医療機関における診察、検査、治療及び診断書の発行等医療に要する費用。ただし、他法他制度が利用できない場合に限る。）</p>	<p>5/10</p>

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対象経費	5 負担 (補助率)
		<p>3 広域措置費            婦人相談所が行う配偶者からの暴力被害女性等を他の都道府県及び婦人相談所を設置する指定都市の婦人相談所等へ移動させるための経費として、地方厚生（支）局長が必要と認めた額</p> <p>4 相談・一時保護同伴児童経費            婦人相談所が自ら行う要保護女子等に同伴する児童の保育及び学習支援等を行う事業に要する経費            当該年度の同伴児童保護延人数に日額190円を乗じた額</p>	<p>婦人相談所が行う配偶者からの暴力被害女性等を他の都道府県及び婦人相談所を設置する指定都市の婦人相談所等へ移動させるために必要な旅費、需用費（燃料費）、役務費（通信運搬費）</p> <p>婦人相談所が行う要保護女子等に同伴する児童の保育及び学習支援等を行うために必要な備品購入費、需用費（消耗品費）</p>	

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対象経費	5 負担 (補助率)
婦人保護事業費補助金 (婦人保護長期入所施設を含む。)	事務費	<p>I 婦人保護施設</p> <p>1 〔区分〕 婦人保護事業費負担金            〔種目〕 事務費の基準額による。            ただし、基準額の「2 寒冷地手当」中「都道府県及び婦人相談所を設置する指定都市条例」とあるのは「都道府県条例（法人の経営する施設にあっては、当該法人の寒冷地手当の支給に関する規定）」と読み替えること。            また、基準額の「3 夜間警備体制強化加算」中「1施設2名」とあるのは「1施設1名」と読み替え、「(注)」の部分は除くこと。            なお、施設入所者に対して特別な処遇を行っている施設については地方厚生（支）局長がその都度承認した額。</p> <p>2 施設機能強化推進費            施設機能の充実強化を推進している施設であって別途定めるところにより、施設機能強化推進費を必要とするものと認定された場合。            別途加算単価</p> <p>3 精神科医雇上費            入院治療の必要はないが精神に障害のある者（精神科通院により投薬治療を受けている者及び施設内において専門医の処方を受けている者（以下「対象者」という））が毎年4月1日現在の実入所人員に対して10人以上を占めている施設に対し、1回当たり単価13,570円を限度として年12回の範囲内で加算する。            対象者が21人を超える施設であるときは、次表に定める回数範囲内でさらに加算する。</p>	婦人保護施設職員設置のために必要な給料、賃金、職員手当等及び運営のために必要な旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕費）、役務費（通信運搬費）、備品購入費、委託料等	5/10

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対象経費	5 負担 (補助率)						
		<p>対象者が21人を超える施設への加算回数</p> <table border="1" data-bbox="560 416 1054 573"> <thead> <tr> <th>対象者数</th> <th>加算回数（年間）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21～30人</td> <td>12回</td> </tr> <tr> <td>31人以上</td> <td>24回</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 民間施設給与等改善費  地方公共団体の経営する施設以外の施設（ただし、昭和46年7月16日社庶第121号厚生省社会局長、児童家庭局長通知にいう社会福祉事業団等の経営施設を除く。）であって、別途定めるところにより、民間施設給与等改善費の加算を必要とするものと認定された場合。</p> <p>事務費基準額×別途定めるところにより決定された加算率</p> <p>5 心理療法担当職員雇上費加算  別途定めるところにより、心理療法担当職員雇上費加算が必要と認定された場合。</p> <p>(1) 常勤職員  「施設事務費算定基準」によって算定された額（心理療法担当職員に係る経費の種類ごとにそれぞれの単価に員数を乗じて得た額の合算額）を当該取扱定員に12を乗じた数によって除した額（円未満切捨）と表3「心理療法担当職員加算限度額」とを比較していずれか少ない方の額に取扱定員と12を乗じて得た額とする。</p> <p>(2) 常勤的非常勤職員  1 施設当たり年額 <b>3,101,826円</b></p> <p>(3) 非常勤職員  1 施設当たり年額 1,716,683円</p>	対象者数	加算回数（年間）	21～30人	12回	31人以上	24回		
対象者数	加算回数（年間）									
21～30人	12回									
31人以上	24回									

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対象経費	5 負担 (補助率)
------	------	---------	--------	---------------

表 3

心理療法担当職員加算限度額

(単位：円)

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
20名以下	<u>28,800</u>	<u>28,000</u>	<u>27,800</u>	<u>27,100</u>	<u>26,700</u>	<u>25,900</u>	<u>25,300</u>	<u>24,700</u>
21～30	<u>19,200</u>	<u>18,700</u>	<u>18,500</u>	<u>18,100</u>	<u>17,800</u>	<u>17,300</u>	<u>16,900</u>	<u>16,400</u>
31～40	<u>14,400</u>	<u>14,000</u>	<u>13,900</u>	<u>13,600</u>	<u>13,400</u>	<u>13,000</u>	<u>12,600</u>	<u>12,300</u>
41～50	<u>11,500</u>	<u>11,200</u>	<u>11,100</u>	<u>10,900</u>	<u>10,700</u>	<u>10,400</u>	<u>10,100</u>	<u>9,900</u>
51～60	<u>9,600</u>	<u>9,300</u>	<u>9,300</u>	<u>9,000</u>	<u>8,900</u>	<u>8,600</u>	<u>8,400</u>	<u>8,200</u>
61～70	<u>8,200</u>	<u>8,000</u>	<u>7,900</u>	<u>7,800</u>	<u>7,600</u>	<u>7,400</u>	<u>7,200</u>	<u>7,000</u>
71～80	<u>7,200</u>	<u>7,000</u>	<u>6,900</u>	<u>6,800</u>	<u>6,700</u>	<u>6,500</u>	<u>6,300</u>	<u>6,200</u>
81～90	<u>6,400</u>	<u>6,200</u>	<u>6,200</u>	<u>6,000</u>	<u>5,900</u>	<u>5,800</u>	<u>5,600</u>	<u>5,500</u>
91～100	<u>5,800</u>	<u>5,600</u>	<u>5,600</u>	<u>5,400</u>	<u>5,300</u>	<u>5,200</u>	<u>5,100</u>	<u>4,900</u>

6 同伴児童対応指導員雇上費加算  
別途定めるところにより、婦人保護施設において、主に同伴児童の対応を行う指導員の配置が必要と認定された場合。

- (1 人配置の場合) 2,260,923円
- (2 人配置の場合) 4,521,846円
- (3 人配置の場合) 6,782,769円
- (4 人配置の場合) 9,043,692円
- (5 人配置の場合) 11,304,615円

7 人身取引被害者支援のための通訳者及びケースワーカー雇上費加算

別途定めるところにより、婦人保護施設において、人身取引被害者の対応を行う通訳者及びケースワーカーを雇い上げた場合、各月雇い上げた日数と以下の日額単価を乗じて得た額とする。

なお、当該加算については、雇い上げた月を基礎として算定すること。

- (1) 通訳者
  - 1 施設当たり日額 10,790円
- (2) ケースワーカー
  - 1 施設当たり日額 7,180円

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対象経費	5 負担 (補助率)
		<p>8 賃借費加算 別途定めるところにより、地域移行支援を賃借物件を活用して実施する場合。 借上げに係る費用の実費。ただし、月額100,000円を限度とする。</p> <p>9 個別対応職員配置加算 別途定めるところにより、個別対応職員配置加算が必要と認定された場合。 1 施設当たり年額5,491,196円</p> <p>10 民間団体との連携体制強化加算 別途定めるところにより、民間団体支援専門員又は連携強化のための心理療法担当職員を配置した場合。 1 施設当たり年額6,362,440円</p> <p>II 婦人保護長期入所施設 (1) 施設事務費は入所委託者各月の現員数に1人月額基準額<u>112,800</u>円を乗じて得た額とする。 (2) 施設機能強化推進費は、前項 I 婦人保護施設の2施設機能強化推進費の取扱いによる。 (3) 民間施設給与等改善費は、前項 I 婦人保護施設の4民間施設給与等改善費の算定による。</p> <p>(注) 別表に示す「施設事務費算定基準」は婦人保護長期施設に適用しない。</p> <p>(4) 心理療法担当職員雇上費加算 婦人保護長期入所施設において、別途定めるものに準じて心理療法担当職員を配置した場合。入所委託費各月の現員数に1人月額<u>4,699</u>円を乗じて得た額とする。</p> <p>(5) 個別対応職員配置加算 婦人保護長期入所施設において</p>		



		<p>別途定めるものに準じて個別対応職員を配置した場合。入所委託者各月の現員数に1人月額<u>8,695</u>円を乗じて得た額とする。</p>		
--	--	--------------------------------------------------------------------------	--	--

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対象経費	5 負担 (補助率)
	事業費	<p>1 〔区分〕 婦人保護事業費負担金 〔種目〕 事業費の基準額(4を除く)による。 ただし、基準額中「婦人相談所」とあるのは、「婦人保護施設」と読み替えること。 なお、被服加算については、各月初日現員×月額260円とする。</p> <p>2 社会適応訓練費 各月初日保護現員×月額350円</p> <p>3 入所者の生活指導、職業訓練のための器具、機材費として、地方厚生(支)局長が必要と認めた額。</p> <p>4 同伴児童経費 同伴児童対応指導員を配置する婦人保護施設が行う要保護女子等に同伴する児童の保育及び学習支援等に要する経費 当該年度の同伴児童保護延人数に日額190円を乗じた額</p>	<p>婦人保護施設入所者の処遇のために必要な需用費(食糧費、光熱水費、燃料費、消耗品費)、備品購入費、扶助費、委託料等</p> <p>婦人保護施設が行う要保護女子等に同伴する児童の保育及び学習支援等を行うために必要な備品購入費、需用費(消耗品費)</p>	5/10

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対象経費	5 負担 (補助率)								
		<p>5 人身取引被害者支援のための医療費 人身取引被害者が診察、治療等の医療を受けるために要する経費</p> <p>6 入進学支度金 次の表の入進学支度金学年別年額保護単価×学年別入進学児童 入進学支度金保護単価表 (児童1人当たり)</p> <table border="1" data-bbox="592 1171 1066 1431"> <thead> <tr> <th>学年別</th> <th>保護単価(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校第1学年 入学児童</td> <td>64,300円</td> </tr> <tr> <td>中学校第1学年 進学児童</td> <td>81,000円</td> </tr> <tr> <td>高等学校第1学 年入学児童</td> <td>86,300円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 4月分の支給とする</p>	学年別	保護単価(年額)	小学校第1学年 入学児童	64,300円	中学校第1学年 進学児童	81,000円	高等学校第1学 年入学児童	86,300円	<p>婦人保護施設で保護した人身取引被害者の医療費(医療機関における診察、検査、治療及び診断書の発行等医療に要する費用。ただし、他法他制度が利用できない場合に限る。)</p> <p>婦人保護施設入所者の同伴児童であって、小学校第1学年に入学、若しくは中学校第1学年に進学し、又は高等学校第1学年に入学する児童の入進学に際して必要な学用品等の購入経費</p>	
学年別	保護単価(年額)											
小学校第1学年 入学児童	64,300円											
中学校第1学年 進学児童	81,000円											
高等学校第1学 年入学児童	86,300円											

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対象経費	5 負担 (補助率)
		<p>7 就職活動支援費  別途定めるところにより、婦人保護施設入所者が就職活動を行う場合及び婦人保護施設職員が入所者の同行支援を行う場合の経費。  その施設のその月における入所者の同行支援を行う職員の運賃、日当及び宿泊料につきその都道府県の旅費支給規定に定める額（運賃については、普通旅客運賃）とその入所者の普通旅客運賃、宿泊料とを合計した額</p> <p>8 同伴児童学習支援事業  別途定めるところにより、婦人保護施設に学習支援員を配置し、必要に応じて教材等を整備した場合の経費  (1)学習指導員  ア 基本分  婦人保護施設 1 施設当たり  年額 1,635,000円  イ 加算分  婦人保護施設 1 施設当たり  年額 2,518,000円  ※加算分は、自治体や教育期間への連絡調整等を行う場合に適用する。  (2)教材費等  児童 1 人当たり 月額5,028円</p> <p>9 同伴児童通学支援事業  別途定めるところにより、婦人保護施設から同伴児童が、小中学校等に通学する際に生活支援員による通学への同行支援を行った場合の経費  (1)生活支援員  1 施設当たり 年額 1,877,000円  (2)同行旅費  1 施設当たり 年額 484,000円</p>	<p>婦人保護施設入所者が就職活動を行う場合及び婦人保護施設職員が入所者の同行支援を行う場合の旅費</p> <p>同伴児童学習支援事業に必要な給与、報酬、賃金、職員手当等、共済費、需用費（印刷製本費、消耗品費）、備品購入費、扶助費</p> <p>同伴児童通学支援事業に必要な給与、報酬、賃金、職員手当等、共済費、旅費、扶助費</p>	

(別表)

施設事務費算定基準

経費の種類	経費の区分	単 価	員 数
人件費	(1) 給与	<p>毎年度4月1日現在（以下「4月当初現在」という。）の職員の現員を基礎として算定する。</p> <p>ア. 都道府県及び市が経営する施設にあっては、4月当初現在の職員の現員の本俸、特殊業務手当（主任指導員及び指導員については、別に定める額を限度とし、看護師については、1人月額2,500円を限度とする。）、地域手当（毎年度の4月中に給与の改定を行うことが明らかな場合は、その本俸、特殊業務手当及び地域手当をもって4月当初現在のそれぞれの額とみなす。）及び扶養手当の合算額と次に示す職員の職種別の本俸、特殊業務手当、地域手当及び扶養手当の合算額とを比較していずれか少ない方の額とする。</p>	12

経費の種類	経費の区分	単 価	員 数
-------	-------	-----	-----

(単位：円)

職種別	本俸 A	特殊業務 手 当 B	扶養 手当 C	合計 D=(A+B+C)	地域手当 (合計×各%)						
					20/100 E	16/100 F	15/100 G	12/100 H	10/100 I	6/100 J	3/100 K
福2-29 施設長 (50名以下)	261,600		13,608	275,208	55,042	44,033	41,281	33,025	27,521	16,512	8,256
福4-1 施設長 (51名以上)	284,900		13,608	298,508	59,702	47,761	44,776	35,821	29,851	17,910	8,955
行(一)2-9 事務員	221,100		13,608	234,708	46,942	37,553	35,206	28,165	23,471	14,082	7,041
福2-17 主任指導員	247,000	11,800	13,608	272,408	54,482	43,585	40,861	32,689	27,241	16,344	8,172
福2-13 指導員	242,000	11,800	13,608	267,408	53,482	42,785	40,111	32,089	26,741	16,044	8,022
医(三)2-29 看護師	251,100	2,500	13,608	267,208	53,442	42,753	40,081	32,065	26,721	16,032	8,016
医(二)2-9 栄養士	213,800		13,608	227,408	45,482	36,385	34,111	27,289	22,741	13,644	6,822
行(二)1-37 調理員等	192,200		13,608	205,808	41,162	32,929	30,871	24,697	20,581	12,348	6,174
福2-5 心理療法 担当職員	230,300	11,800	13,608	255,708	51,142	40,913	38,356	30,685	25,571	15,342	7,671

(単位：円)

職種別	合計+地域手当							
	20/100 D+E	16/100 D+F	15/100 D+G	12/100 D+H	10/100 D+I	6/100 D+J	3/100 D+K	その他
福2-29 施設長 (50名以下)	330,250	319,241	316,489	308,233	302,729	291,720	283,464	275,208
福4-1 施設長 (51名以上)	358,210	346,269	343,284	334,329	328,359	316,418	307,463	298,508
行(一)2-9 事務員	281,650	272,261	269,914	262,873	258,179	248,790	241,749	234,708
福2-17 主任指導員	326,890	315,993	313,269	305,097	299,649	288,752	280,580	272,408
福2-13 指導員	320,890	310,193	307,519	299,497	294,149	283,452	275,430	267,408
医(三)2-29 看護師	320,650	309,961	307,289	299,273	293,929	283,240	275,224	267,208
医(二)2-9 栄養士	272,890	263,793	261,519	254,697	250,149	241,052	234,230	227,408
行(二)1-37 調理員等	246,970	238,737	236,679	230,505	226,389	218,156	211,982	205,808
福2-5 心理療法 担当職員	306,850	296,621	294,064	286,393	281,279	271,050	263,379	255,708

経費の種類	経費の区分	単 価	員 数
		イ. 法人が経営する施設にあつては、4月当初現在の職員の本俸、特殊業務手当（主任指導員及び指導員については別に定める額を限度とし、看護師については、1人月額2,500円を限度とする。）、地域手当（毎年度の4月中に給与の改定を行うことが明らかな場合は、その本俸、特殊業務手当及び地域手当をもって4月当初現在のそれぞれの額とみなす。）及び扶養手当の合算額とする。	
	(2) 期末勤勉手当	(1)の給与の単価及び(1)の給与の算定の基礎となった4月当初現在の職員の期末勤勉手当加算額の合算額とする。	4.50 (円未満切捨)
	(3) 管理職手当	(1)の給与の単価の欄において算定した施設長の本俸×12	0.125
	(4) 管理職員特別勤務手当	(1)の給与の単価の欄において算定した施設長について、臨時又は緊急の必要による週休日又は休日の勤務をした場合勤務1回につき6,000円	勤務回数
	(5) 超過勤務手当	(1)の給与の単価の欄において算定した本俸、特殊業務手当（1人月額2,500円の加算額を除く。）及び地域手当の額の合算額（施設長の本俸及び地域手当の額を除く。）×12	0.0427
	(6) 住居手当	(1)の給与の算定の基礎となった4月当初現在の職員の住居手当の月額	12
	(7) 通勤手当	(1)の給与の算定の基礎となった4月当初現在の職員について算定した手当月額	12
	(8) 非常勤調理員等	年額 1,596,000円	1
	(9) 非常勤調理員等年休代替要員費	年額 74,480円	1
	(10)年休代替要員費	年額 118,400円	(1)の給与の算定の基礎となった指導員及び看護師数

経費の種類	経費の区分	単 価	員 数
管理費	(11) 調理員等 年休代替 要員費	年額 106,400円	(1)の給与の算定の基礎となった調理員等
	(12) 看護代替 経費	年額 1,950円	取扱定員
	(13) 社会保険 料事業主 負担金	厚生年金保険、健康保険及び雇用保険 労働者災害補償保険又は地方公務員共済 組合についてのみ4月当初現在職員現員 の給与に見合う所定の月額の合算額又は 給与の算定基礎額の欄において算定した 給与に0.21708を乗じて得た額	12
	(14) 嘱託医手 当	4月当初現在の嘱託医手当の月額	12
	(15) 宿直業務 改善費	1施設年額 2,457,840円	1
	(16) 旅費	5,580円	(1)の給与の算定の基礎となった職員のうち、調理員等を除いた職員数
	(17) 庁費	59,840円	同上
	(18) 特別管理 費	50人以下の施設 年額 882,200円 51人以上の施設 年額 822,800円	1 1
	(19) 職員研修 費	2,050円	(1)の給与の算定の基礎となった職員のうち、調理員等を除いた職員数
	(20) 被服手当	660円	(1)の給与の算定の基礎となった調理員等
	(21) 職員健康 管理費	7,997円	(1)の給与の算定の基礎となった職員数



経費の種類	経費の区分	単価	員数
	(22) 各所修繕費	1 m <sup>2</sup> 当たり 397円	当該施設の実延数（1 m <sup>2</sup> 未満切捨）ただし、一時保護所の場合婦人相談所との兼用部分については、その主たる用途によって按分された延面積
	(23) 入所者保健衛生費	3,300円	取扱定員
	(24) 業務省力化等勤務条件改善費	直接処遇職員 年額 314,270円	(1)の給与の算定の基礎となった指導員及び看護師数
		直接処遇職員 年額 304,300円	(1)の給与の算定の基礎となった調理員等
	(25) 非常勤職員処遇改善費	年額 8,800円	1
	(26) 苦情解決対策経費	年額 26,530円	1
	(27) 調理業務外部委託費	調理業務の全部を委託する場合は、その委託料（事務費相当）の月額	12

別紙様式 1

(元号) 年度婦人保護費負担(補助)金調書

厚生労働省所管

国			地方公共団体								備考	
歳出 予算科目	交付決定 の額	補助率	歳入			歳出						
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫 補助金 相当額	支出済額	うち国庫 補助金 相当額		
(項)生活保護等 対策費												
(目)婦人保護事 業費負担金												
(目)婦人相談所 運営費負担金												
(目)婦人保護事 業費補助金												

- 「国」の「歳出予算科目」は、項及び目（交付決定が目の細分において行われる場合は、目の細分まで）を記載すること。  
 なお、各省各庁の長が補助金等を補助要綱又は補助条件等によって、補助事業等に要する経費の配分の変更について禁止し、又は、各省各庁の長の承認を要するものと規定している場合においては、他に流用することについて禁止し、又は承認を要するものとして配分された経費に対する補助金等の額の区分名を特掲し、その他の経費に対する補助金等の額については一括して「その他」の区分名を記載すること。
- 「地方公共団体」の「科目」は歳入にあつては款、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記載すること。なお、歳出にあつては前記なお書により国の歳出予算科目欄において補助事業等に要する経費の配分に応じて補助金等の額の区分名を記載する場合において、これに対応する経費の配分の目の内訳に係るときは、当該経費の配分の目の内訳として記載すること。
- 「予算現額」は、歳入にあつては当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
- 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

別紙様式 2

番  
(元号) 年 月 日 号

地方厚生（支）局長 殿

都 道 府 県 知 事  
若しくは、婦人相談所を設置する指定都市市長

(元号) 年度婦人保護費負担（補助）金の交付申請について

標記について、次のとおり交付されたく関係書類を添えて申請する。

1	申 請 額	金	円
〔	国庫負担金申請額	金	円
	国庫補助金申請額	金	円

2 関 係 書 類

- (1) (元号) 年度婦人保護費所要額調（別紙1）
- (2) (元号) 年度婦人保護事業計画書（別紙2）
- (3) (元号) 年度歳入歳出予算書抄本（又は見込書）

3 変更申請の場合には、1にかかわらず、次のとおりとする。

申 請 額	金	円(A)
前回までの交付決定額	金	円(B)
差引今回変更増△減額	金	(A)－(B) 円

別紙 1

(元号) 年度婦人保護費所要額調書

都道府県名  
若しくは、婦人相談所を設置する指定都市名

区分	対象施設の 支出予定額(A)		基準額(B)			国庫補助基準額 (A)又は(B)のう ち少ない方の額 (C)	補助率 (D)	要国庫補助額 (E) (C)×(D)
	金額	積算基礎	金額	種目内訳	積算基礎			
生活保護等対策費								
I 婦人保護事業費負担金								
1 一時保護所保護費負担金							5/10	
(1) 事務費					(内訳別表1)		5/10	
(2) 事業費					(内訳別表2) 機械器具等費別紙		5/10	
II 婦人相談所運営費負担金								
婦人相談所運営費負担金					(内訳別表4)		5/10	
III 婦人保護事業費補助金								
婦人保護施設運営費補助金							5/10	
(1) 事務費					(内訳別表1、3)		5/10	
(2) 事業費					(内訳別表2、3) 機械器具等費別紙		5/10	

- (注) 1 (A)欄には都道府県歳出予算に基づく支出予定額を記入すること。(今後補正予定分を含む)  
 2 (B)欄には、国庫補助金交付基準により算定した基準額を記入すること。  
 3 婦人相談所を設置する指定都市においては、区分 I 及び II のみを対象とすること。

ア 一時保護所保護費負担金及び婦人保護施設運営費補助金事業計画

区分	事業計画																										
婦人保護所 一時保護所	1 職種別職員配置状況 (申請年度4. 1. 現在)																										
	職種区分	所長	医師 (嘱託医)	事務員	指導員	看護師	栄養士	調理員等	計																		
	一時保護所	専																									
		兼																									
2 暴力被害者の一時保護委託の算定及び計画書(内訳別表1にて使用される様式1~3による)																											
3 要保護女子の一時保護委託の算定内訳及び計画書(内訳別表1にて使用される様式4~6による)																											
婦人保護施設	1 施設名、経営主体、職員配置及び入所予定人員																										
	施設名	経営主体	職員配置(申請年度4. 1. 現在)								入所定員	入所予定延人員 (月平均)															
			専・兼の別	施設長	事務員	指導員	看護師	栄養士	調理員等	嘱託医			計														
			専兼																								
			専兼																								
			専兼																								
			専兼																								
			専兼																								
			専兼																								
	2 各施設ごとの入所者に対する生活指導及び職業指導の計画																										
3 精神科医雇上費算定基礎内訳																											
											施設名																
<p style="text-align: center;">※</p> <p>(1) 入所者のうち対象者の占める割合 (申請年度4. 1. 現在)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">定員</th> <th colspan="3">現員</th> </tr> <tr> <th>加算対象者</th> <th>その他</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">人</td> <td style="text-align: center;">人</td> <td style="text-align: center;">人</td> <td style="text-align: center;">人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※対象者とは、入院治療の必要はないが、精神に障害のある者(精神科通院により、投薬治療を受けている者及び施設内において専門医の処方を受けている者)をいう。</p> <p>(2) 加算内訳</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">加算額</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">(基準単価) @ 円</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">(雇上回数) × /回</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">=</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> </table>												定員	現員			加算対象者	その他	計	人	人	人	人	加算額	(基準単価) @ 円	(雇上回数) × /回	=	
定員	現員																										
	加算対象者	その他	計																								
人	人	人	人																								
加算額	(基準単価) @ 円	(雇上回数) × /回	=																								

	<p>4 人身取引被害者支援のための通訳者及びケースワーカー雇上費加算</p> <p>(1) 通訳者雇上費加算算定内訳 (一時保護委託は様式7による)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">加算額</td> <td style="width: 15%;">(基準日額単価)</td> <td style="width: 15%;">(雇上日数)</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">@</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">円 ×</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">/日 =</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(2) ケースワーカー雇上費加算算定内訳</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">加算額</td> <td style="width: 15%;">(基準日額単価)</td> <td style="width: 15%;">(雇上日数)</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">@</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">円 ×</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">/日 =</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	加算額	(基準日額単価)	(雇上日数)	@	円 ×	/日 =							加算額	(基準日額単価)	(雇上日数)	@	円 ×	/日 =																																																										
加算額	(基準日額単価)	(雇上日数)	@	円 ×	/日 =																																																																								
加算額	(基準日額単価)	(雇上日数)	@	円 ×	/日 =																																																																								
	<p>5 民間団体との連携体制強化加算</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">加算額</td> <td style="width: 85%; text-align: right;">(基準単価)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">@ 円</td> </tr> </table>	加算額	(基準単価)		@ 円																																																																								
加算額	(基準単価)																																																																												
	@ 円																																																																												
<p>婦人相談所 一時保護所 及び婦人保護施設</p>	<p>1 各施設ごとの夜間警備体制の強化に対する対応実施状況及び計画</p> <p>(1) 併設 (婦人相談所一時保護所・婦人保護施設) の有無 <span style="float: right;">有・無</span></p> <p>(2) 警備形態及び費用内訳 (一時保護所)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">警備形態</th> <th style="width: 25%;">現員数</th> <th style="width: 25%;">基準単価</th> <th style="width: 25%;">委託回数(月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>雇上費用</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>委託費用</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>機械警備等</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(婦人保護施設)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">警備形態</th> <th style="width: 25%;">現員数</th> <th style="width: 25%;">基準単価</th> <th style="width: 25%;">委託回数(月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>雇上費用</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>委託費用</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>機械警備等</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>2 各施設ごとの心理療法担当職員の配置状況及び計画</p> <p>(1) 婦人相談所一時保護所 (一時保護委託は様式7による)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">加算額</td> <td style="width: 15%;">(基準単価)</td> <td style="width: 15%;">(雇上月数)</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">@</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">円 ×</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">/12月 =</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(2) 婦人保護施設 ※該当する番号に○印を記入すること。</p> <p>1 常勤職員 (様式8による)</p> <p>2 常勤的非常勤職員</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">加算額</td> <td style="width: 15%;">(基準単価)</td> <td style="width: 15%;">(雇上月数)</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">@</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">円 ×</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">/12月 =</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>3 非常勤職員</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">加算額</td> <td style="width: 15%;">(基準単価)</td> <td style="width: 15%;">(雇上月数)</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">@</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">円 ×</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">/12月 =</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>3 同伴児童対応等指導員の配置状況及び計画</p> <p>(1) 同伴児童の在所状況 (複数配置が必要な場合のみ記入) ※一時保護委託した児童数は除く</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">前年度における児童の在所実績</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">来年度の見込み</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年間在所延べ人員 人(A)</td> <td style="text-align: center;">(算出方法)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1日平均在所人員 (A/365) 人(B)</td> <td style="text-align: center;">(A) × (A) / (前々年度在所延べ人員) (C)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2人目加算根拠 人(B) ≥ 6.0人</td> <td style="text-align: center;">2人目加算根拠 人(C) ≥ 6.0人</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">又は</p>	警備形態	現員数	基準単価	委託回数(月)	雇上費用				委託費用				機械警備等				警備形態	現員数	基準単価	委託回数(月)	雇上費用				委託費用				機械警備等				加算額	(基準単価)	(雇上月数)	@	円 ×	/12月 =							加算額	(基準単価)	(雇上月数)	@	円 ×	/12月 =							加算額	(基準単価)	(雇上月数)	@	円 ×	/12月 =							前年度における児童の在所実績	来年度の見込み	年間在所延べ人員 人(A)	(算出方法)	1日平均在所人員 (A/365) 人(B)	(A) × (A) / (前々年度在所延べ人員) (C)	2人目加算根拠 人(B) ≥ 6.0人	2人目加算根拠 人(C) ≥ 6.0人
警備形態	現員数	基準単価	委託回数(月)																																																																										
雇上費用																																																																													
委託費用																																																																													
機械警備等																																																																													
警備形態	現員数	基準単価	委託回数(月)																																																																										
雇上費用																																																																													
委託費用																																																																													
機械警備等																																																																													
加算額	(基準単価)	(雇上月数)	@	円 ×	/12月 =																																																																								
加算額	(基準単価)	(雇上月数)	@	円 ×	/12月 =																																																																								
加算額	(基準単価)	(雇上月数)	@	円 ×	/12月 =																																																																								
前年度における児童の在所実績	来年度の見込み																																																																												
年間在所延べ人員 人(A)	(算出方法)																																																																												
1日平均在所人員 (A/365) 人(B)	(A) × (A) / (前々年度在所延べ人員) (C)																																																																												
2人目加算根拠 人(B) ≥ 6.0人	2人目加算根拠 人(C) ≥ 6.0人																																																																												

(2) 配置計画

(1) 婦人相談所一時保護所

加算額	(基準単価) (雇上月数) @ 円 × /12月 = 円
加算額 ※2人以上配置する場合	@ 円 × /12月 = 円
計	

(2) 婦人保護施設

加算額	(基準単価) (雇上月数) @ 円 × /12月 = 円
加算額 ※2人以上配置する場合	@ 円 × /12月 = 円
計	

4 個別対応職員の配置状況及び計画 (一時保護委託は様式7による)

加算額	(基準単価) (雇上月数) @ 円 × /12月 =
-----	-------------------------------

5 同伴児童学習支援事業

(1) 婦人相談所一時保護所 (一時保護委託は様式7による)

1. 教材費等

加算額	(基準単価) (月末の児童数) (対象児童毎の在籍月数の合計) @ 円 × 人 × 月 = 円
-----	----------------------------------------------------

(2) 婦人保護施設

1. 学習指導員

加算額	(ア) 基本分 (基準単価) @ 円
	(イ) 加算分 (基準単価) @ 円

2. 教材費等

加算額	(基準単価) (月末の児童数) (対象児童毎の在籍月数の合計) @ 円 × 人 × 月 = 円
-----	----------------------------------------------------

6 同伴児童通学支援事業（一時保護委託は様式7による）

(1) 婦人保護施設

1. 生活支援員

加算額	(基準単価) @ 円
-----	---------------

2. 同行旅費

加算額	(基準単価) @ 円
-----	---------------



内訳別表 1

施設（一時保護所）事務費算定内訳

(1) 標準国庫補助基本分

		施設名						(地域手当)						
人	給与	年4月1日現在職員現員		給与				住居手当	通勤手当	計	期末勤勉手当加算	金額		
		職種	氏名	本俸	特殊業務手当	扶養手当	地域手当						小計	
費	実支出予定額	専兼		円	円	円	円	円	円	円	円	円		
		専兼												
		専兼												
		専兼												
		計						(ア)				(ウ)		
	(1)	基準額	施設長	人										
			事務員	人										
			指導員	人										
			看護師	人										
			栄養士	人										
			調理員等	人										
			小計	人										
			計						(イ)					
			(ア)又は(イ)の低い方の額										(エ)	
	小計		(エ)×12月										(A)	
(2)期末勤勉手当		((ウ)+(エ))×4.50月												
(3)管理職手当														
(4)管理職員特別勤務手当														
(5)超過勤務手当														
(6)住居手当														
(7)通勤手当														
(8)非常勤調理員等														
(9)非常勤調理員等 年休代替要員費														

	(10)年休代替要員費			
	(11)調理員等 年休代替要員費			
	(12)看護代替経費			
	(13)社会保険料 事業主負担金	(エ)×12月× <u>0.21708</u>		
	小 計		(B)	
管 理 費	(14)嘱託医手当			
	(15)宿直業務改善費			
	(16)旅 費			
	(17)庁 費			
	(18)特別管理費			
	(19)職員研修費			
	(20)被服手当			
	(21)職員健康管理費			
	(22)各所修繕費			
	(23)保健衛生費			
	(24)業務省力化等勤務条件改善費	直接処遇職員分 円 + 調理員分 円		
	(25)非常勤職員 処遇 改善費			
	(26)苦情解決対策 経 費			
(27)調理業務外部 委 託 費				
	小 計		(C)	
	計	(A) + (B) + (C)	(D)	
		$\frac{(D)}{\text{取扱定員} \times 12 \text{月}}$ 交付要綱の表1の施設事務費基準限度額 (E)又は(F)の低い方の額 (G)×取扱定員×12月	(E) (F) (G) (H)	
寒 冷 地 手 当	実支給額		(I)	
	算定基準による算定額(内訳別紙)		(J)	
	(I)又は(J)の低い方の額		(K)	
夜間警備体制強化加算費	実支出計画額		(L)	
	算定基準による算定額		(M)	
	(L)又は(M)の低い方の額		(N)	
施設機能強化推進費	実支出計画額		(O)	
	限度額(75万円)(ただし、一時保護所については45万円)		(P)	
	(O)又は(P)の低い方の額		(Q)	
事務用冬期採暖費	(北海道所在施設のみ)	円 × 取扱定員	(R)	
入所者処遇特別加算費	実支出計画額		(S)	

	算定基準による算定額	(T)
	(S)又は(T)の低い方の額	(U)
単身赴任手当	実支出計画額	(V)
	算定基準による算定額	(W)
	(V)又は(W)の低い方の額	(X)
精神科医雇上費	実支出計画額	(Y)
	算定基準による算定額(別紙婦人保護事業計画書)	(Z)
	(Y)又は(Z)の低い方の額	(a)
降灰除去費	実支出計画額	(b)
	算定基準による算定額	(c)
	(b)又は(c)の低い方の額	(d)
心理療法担当職員加算	実支出計画額	(e)
	算定基準による算定額(別紙婦人保護事業計画書)	(f)
	(e)又は(f)の低い方の額	(g)
個別対応職員配置加算	実支出計画額	(h)
	算定基準による算定額(別紙婦人保護事業計画書)	(i)
	(h)又は(i)の低い方の額	(j)
同伴児童対応等 指導員雇上費加算	実支出計画額	(k)
	算定基準による算定額(別紙婦人保護事業計画書)	(l)
	(k)又は(l)の低い方の額	(m)
通訳者雇上費加算	実支出計画額	(n)
	算定基準による算定額(別紙婦人保護事業計画書)	(o)
	(n)又は(o)の低い方の額	(p)
ケースワーカー雇上費 加算	実支出計画額	(q)
	算定基準による算定額(別紙婦人保護事業計画書)	(r)
	(q)又は(r)の低い方の額	(s)
暴力被害者の 一時保護委託費	実支出計画額	(t)
	算定基準による算定額(別紙婦人保護事業計画書：様式1+2)	(u)
	(t)又は(u)の低い方の額	(v)
要保護女子の 一時保護委託費	実支出計画額	(w)
	算定基準による算定額(別紙婦人保護事業計画書：様式4+5)	(x)
	(w)又は(x)の低い方の額	(y)
学習指導費加算	実支出計画額	(z)
	算定基準による算定額	(AA)
	(Z)又は(AA)の低い方の額	(BB)
民間団体との連携体制 強化加算	実支出計画額	(CC)
	算定基準による算定額	(DD)
	(CC)又は(DD)の低い方の額	(EE)
心理療法担当職員 加算 (一時保護委託施 設)	実支出計画額	(FF)
	算定基準による算定額	(GG)
	(FF)又は(GG)の低い方の額	(HH)
個別対応職員配置 加算 (一時保護委託施 設)	実支出計画額	(II)
	算定基準による算定額	(JJ)
	(II)又は(JJ)の低い方の額	(KK)
通訳者雇上費加算 (一時保護委託施 設)	実支出計画額	(LL)
	算定基準による算定額	(MM)
	(LL)又は(MM)の低い方の額	(NN)
合計	(H)+(K)+(N)+(Q)+(R)+(U)+(X)+(a)+(d)+(g)+(j)+(m)+(p)+(s)+(v)+(y)+(BB)+(EE)+(HH)+(KK)+ (NN)	(OO)

民間施設給与等改善費	(民間施設のみ) (00) × (別に定める加算率)	(PP)
賃借費加算	実支出計画額	(QQ)
	算出基準による算定額	(RR)
	(QQ)又は(RR)の低い方の額	(SS)
標準国庫補助基本額	(00) + (PP) + (SS)	(TT)

(注) 1 (1) 給与欄の「実支出予定額」については、職員全員について算定すること。

2 (1) 給与欄の「基準額」については、公立施設にあつては、職員数は家庭福祉課長通知別紙2の「職種別配置基準」に基づいて記入すること。

また、単価は、交付要綱の別表「施設事務費算定基準」により算定すること。法人が経営する施設にあつては、職員数は公立の施設と同様とし、単価は「実支出予定額」により算定すること。

3 住居手当及び通勤手当については、実支出予定額と国家公務員の例により算定した月額を比較して、いずれか低い額により算定すること。

(2) 指導員加算分

施設名

(地域手当)

人	(1)	年4月1日現在 職員現員		給与					住居 手当	通勤 手当	計	期末 勤勉 手当 加算	金額	
		職種	氏名	本俸	特殊 業務 手当	扶養 手当	地域 手当	小計						
件	給 与	実支出予定額			円	円	円	円	円	円	円	円	円	
		専兼												
		専兼												
		専兼												
		計						(ア)					(ウ)	
件	給 与	基準額												
		指導員	人					(イ)						
			(ア)又は(イ)の低い方の額										(エ)	
小計			(エ)×12月										(A)	
費	(2)期末勤勉手当		((ウ)+(エ))× <u>4.50</u> 月											
	(5)超過勤務手当													
	(6)住居手当													
	(7)通勤手当													
	(10)年休代替要員費													
	(13)社会保険料 事業主負担金		(エ)×12月× <u>0.21708</u>											
	小計												(B)	
管 理 費	(16)旅費													
	(17)庁費													
	(19)職員研修費													
	(21)職員健康管理費													
	(24)業務省力化等 勤務条件改善費		直接処遇職員分 円 + 調理員分 円											
小計												(C)		
計			(A) + (B) + (C)										(D)	
			—(D)—											
			取扱定員×12月										(E)	
			交付要綱の表2の指導員一人あたり加算限度額										(F)	
			(E)又は(F)の低い方の額										(G)	
			(G)×取扱定員×12月										(H)	
寒 冷 地 手 当	実支給額												(I)	
	算定基準による算定額(内訳別紙)												(J)	
	(I)又は(J)の低い方の額												(K)	
合計			(H)+(K)										(L)	
民間施設給与等改善費			(民間施設のみ) (L)×(別に定める加算率)										(M)	
標準国庫補助基本額			(L)+(M)										(N)	

事務費算定基準額	標準国庫補助基準額	+	指導員加算額
----------	-----------	---	--------

内訳別表 2

施設（一時保護所）事業費算定内訳

施設名

経費の種類	支出予定額	基準額																	
		要保護女子分	乳児分	幼児分	冬期加算	期末一時扶助費	妊婦加算		産婦加算	母子加算	被服加算	社会適応訓練費	同伴児童経費	人身取引被害者支援医療費	入進学支度金	就職活動支援費	同伴児童学習支援事業	同伴児童通学支援事業	計
							6月未満	6月以上											
食糧費 光熱水費 燃料費 消耗品費 ○○○費 ○○○費	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	4月																		
	5月																		
	6月																		
	7月																		
	8月																		
	9月																		
	10月																		
	11月																		
	12月																		
	1月																		
	2月																		
	3月																		
計																			

(注) 婦人保護施設分については、「かいた婦人の家」委託分を本算定方式に準じて明記すること

内訳別紙

寒冷地手当基準額算定内訳

施設（一時保護所）

区分		本俸+特殊業務手当 +扶養手当(月額)	員数	単価	所要額	備考
(1) 定額	世帯主 (扶養親族3人以上) 世帯主 (扶養親族1人又は2人) 準世帯主 (扶養親族なし) 非世帯主				円	級地
(2) 加算額	世帯主 準世帯主 費世帯主					
合計						

(注) (2)加算額欄については、旧寒冷地に属する場合のみ記載すること。

内訳別表 3

婦人保護施設運営費総括表

施設名	区分	対象経費の支出予定額			交付基準額			備考
		事務費	事業費	計	事務費	事業費	計	
〇〇施設		円	円	円	円	円	円	
かにた婦人の村								事務費等算出内訳 (1)事務費 月額 円 × 月 × 人 = 円 (2)心理療法担当職員加算費 月額 円 × 月 × 人 = 円 (3)個別対応職員加算費 月額 円 × 月 × 人 = 円 (4)民改費 ((1) + (2) + (3)) × 率 = 円 計 ((1) + (2) + (3) + (4)) 円
計								

(注)本表は、都道府県に婦人保護施設が2施設以上ある場合及び「かにた婦人の村(平成24年3月30日雇児発0330第9号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「婦人保護長期入所施設の運営について」の3の(1)に定める施設をいう。)」に措置委託を行っている場合に作成すること。



内訳別表 4 婦人相談所運営費

ア 所要額算出調書

区分	対象経費の 支出予定額	左の算出内訳
<p>1 相談所活動費</p> <p>(1) 旅費</p> <p>(2) 役務費 (通信運搬費)</p> <p>2 外国人婦女子緊急 一時保護</p> <p>(1) 旅費</p> <p>(2) 役務費 (通信運搬費)</p> <p>(3) 通訳雇上費</p> <p>(4) 人身取引被害者等の医療費</p> <p>3 広域措置費</p> <p>(1) 旅費</p> <p>(2) 需用費 (燃料費)</p> <p>(3) 役務費 (通信運搬費)</p> <p>4 相談・一時保護同伴児童経費</p> <p>(1) 備品購入費</p> <p>(2) 需用費 (消耗品費)</p>		<p>基準額 <input type="text"/> 円</p> <p>( 日額                      年間同伴児延人数 )</p> <p><input type="text"/> 190円                      ×                      <input type="text"/> 人 )</p>
<p>合 計</p>		

イ 事業計画

1 婦人相談所活動費（移送費）

要保護女子等（人数）	職員（人数）

2 外国人婦女子緊急一時保護経費

入国管理局への移送件数	通訳雇上件数
件	件

人身取引被害者等の医療機関対応人数
件

3 広域措置費

広域措置実施件数	
要保護女子等(人数)	
付添職員(人数)	

4 相談・一時保護同伴児童経費（購入計画備品）

--







様式3

(元号) 年度一時保護委託計画

都道府県名  
若しくは婦人相談所を設置する指定都市名

1 (元号) 年度委託契約施設数

施設名	委託人員	委託延べ人員	平均委託日数

※委託人員及び委託延べ人員には、同伴する家族も含む。







様式6

(元号) 年度一時保護委託計画

都道府県名  
若しくは、婦人相談所を設置する指定都市名

1 (元号) 年度委託契約施設数

施設名	委託人員	委託延べ人員	平均委託日数

※委託人員及び委託延べ人員には、同伴する家族も含む。

様式7

一時保護委託加算費等算定内訳

1 心理療法担当職員雇上費加算

加算額	(基準日額単価)	(雇上月数)			
	@	円	×	/12月	= 円

2 個別対応職員雇上費加算

加算額	(基準日額単価)	(雇上月数)			
	@	円	×	/12月	= 円

3 通訳者雇上費加算

加算額	(基準日額単価)	(雇上日数)			
	@	円	×	/日	= 円

4 同伴児童学習支援事業

1. 学習指導員

加算額	(基準単価)		
	@	円	

2. 教材費等

加算額	(基準単価)	(月末の児童数)	(対象児童毎の在籍月数の合計)			
	@	円	×	人	×	月

5 同伴児童通学支援事業

加算額	(基準単価)		
	@	円	

様式 8

心理療法担当職員（常勤職員）算定額算出内訳

施設名

(地域手当)

人	(1) 給与	年4月1日現在職員現員	給与					住居手当	通勤手当	計	期末勤勉手当加算	金額
			氏名	本俸	特殊業務手当	扶養手当	地域手当					
	実支出予定額		円	円	円	円	円	円	円	円	円	
		基準額										
件			(ア)又は(イ)の低い方の額								(エ)	
	小計		(エ)×12月								(A)	
費	(2) 期末勤勉手当		((ウ) + (エ)) × 4.50月									
	(5) 超過勤務手当											
	(6) 住居手当											
	(7) 通勤手当											
	(10) 年休代替要員費											
	(13) 社会保険料 事業主負担金		(エ) × 12月 × 0.21708									
	小計										(B)	
管理費	(16) 旅費											
	(17) 庁費											
	(19) 職員研修費											
	(21) 職員健康管理費											
	(24) 業務省力化等勤務 条件改善費		直接処遇職員分	円 +				調理員分	円			
小計										(C)		
計		(A) + (B) + (C)								(D)		
		(D) 取扱定員×12月								(E)		
		交付要綱の表3の心理療法担当職員加算限度額								(F)		
		(E)又は(F)の低い方の額								(G)		
	基準額	(G) × 取扱定員 × 12月								(H)		

別紙様式 3

番 号  
(元号) 年 月 日

地方厚生（支）局長 殿

都 道 府 県 知 事  
若しくは、婦人相談所を設置する指定都市市長

(元号) 年度婦人保護費負担（補助）金にかかる実績報告について

(元号) 年 月 日厚生労働省発社援第 号をもって交付された標  
記補助金等の事業実績について、次の関係書類を添えて報告する。

関 係 書 類

- (1) (元号) 年度婦人保護費精算書（別紙1）
- (2) (元号) 年度婦人保護事業実績報告（別紙2）
- (3) (元号) 年度関係事業費都道府県歳入歳出決算書（見込書）抄本

(元号) 年度婦人保護費精算書

都道府県名

若しくは、婦人相談所を設置する指定都市名

区分	支出済(A)		基準額(B)			国庫補助 基準額 (A)又は (B)のう ち少ない 方の額 (C)	補助率 (D)	要国庫 補助額 (C)×(D) (E)	国庫補 助金交 付決定 額 (F)	要国庫 補助金 受入額 (G)	(G)の額 の流用 増△減 額 (H)	流用増 △減額 におけ る(F)の 変更額 (I)	過不足額 (J) {(I)-(E)}		
	金額	積算 基礎	金額	種目 内訳	積算基礎								不足額 {(I)-(E)} <0のとき	超過額 {(I)-(E)} >0のとき	
生活保護等対策費															
I 婦人保護事業費負担金															
1 一時保護所保護費負担金															
(1) 事務費					内訳別紙 1(2)		5/10								
(2) 事業費					内訳別紙 1(4) 機械器具等費 別表2		5/10								
II 婦人相談所運営費負担金															
婦人相談所運営費負担金					別表3		5/10								
III 婦人保護事業費補助金															
婦人保護施設運営費補助金															
(1) 事務費					別表1		5/10								
(2) 事業費					// 機械器具等費 別表2		5/10								

- (注) (1) (C)欄には、各種目ごとに(A)欄の額と(B)欄の額を比較して、いずれか少ない方の額を計上すること。  
 (2) (G)欄には、(F)欄の額をそのまま計上すること。ただし、交付決定額を全額受入れていない場合には実際の受入済の額を計上すること。  
 (3) (H)欄には、交付要綱の5の(1)により種目ごとの配分額の変更を行った場合、その流用増△減額を計上すること。  
 (4) (I)欄には、(H)欄より流用増△減額による(F)欄の額について計上すること。  
 (5) 「過不足額」(J)欄には、流用増△減額による(F)の変更額(I)欄から要国庫補助額(E)欄を差引き、その額が負の額となった場合に「不足額」欄に、その額が正の額となった場合に、「超過額(返済額)」欄にそれぞれ計上すること。  
 (6) 婦人相談所を設置する指定都市においては、区分I及びIIのみを対象とすること。

(元号) 年度 婦人保護事業実績報告

都道府県名

若しくは、婦人相談所を設置する指定都市名

区分	事業実績											
婦人保護一時保護所	1 職種別職員配置状況 (申請年度4. 1. 現在)											
	職種区分		所長	医師 (嘱託医)	事務員	指導員	看護師	栄養士	調理員等	計		
	一時保護所	専										
		兼										
2 暴力被害者の一時保護委託の算定及び実績(様式1~3による)												
3 要保護女子の一時保護委託の算定内訳及び実績(様式4~6による)												
婦人保護施設	1 施設名、経営主体、職員配置及び入所予定人員											
	施設名	経営主体	職員配置(申請年度4. 1. 現在)								入所定員	入所予定延人員 (月平均)
			専・兼の別	施設長	事務員	指導員	看護師	栄養士	調理員等	嘱託医		
			専									
			兼									
			専									
			兼									
			専									
			兼									
			専									
		兼										
2 各施設ごとの入所者に対する生活指導及び職業指導の実施状況												
3 精神科医雇上費算定基礎内訳												
											施設名	
(1)入所者のうち対象者の占める割合 (申請年度4. 1. 現在)												
定員		現員										
		加算対象者		その他		計						
人		人		人		人						
※対象者とは、入院治療の必要はないが、精神に障害のある者(精神科通院により、投薬治療を受けている者及び施設内において専門医の処方を受けている者)をいう。												
(2)加算内訳												
加算額		(基準単価) @ 円		(雇上回数) × /回		=						

婦人相 談一時保 護所及び 婦人保護 施設	4	人身取引被害者支援のための通訳者及びケースワーカー雇上費 (1)通訳者雇上費加算算定内訳 (一時保護委託は様式7による)	
	加算額	(基準日額単価) (雇上日数)	
	@	円 × /日 =	円
	(2)ケースワーカー雇上費加算算定内訳		
	加算額	(基準日額単価) (雇上日数)	
@	円 × /日 =	円	
5		民間団体との連携体制強化加算	
加算額	(基準単価)		
	@	円	
1		各施設ごとの夜間警備体制の強化に対する対応実施状況	
		(1)併設 (婦人相談所一時保護所・婦人保護施設)の有無	有・ 無
		(2)警備形態及び費用内訳 (一時保護所)	
警備形態	現員数	基準単価	委託回数(月)
雇上費用			
委託費用			
機械警備等			
(婦人保護施設)			
警備形態	現員数	基準単価	委託回数(月)
雇上費用			
委託費用			
機械警備等			
2		各施設ごとの心理療法担当職員の配置状況	
		(1)婦人相談所一時保護所 (一時保護委託は様式7による)	
加算額	(基準単価) (雇上月数)		
@	円 × /12月 =	円	
		(2)婦人保護施設 ※該当する番号に○印を記入すること。	
		1 常勤職員 (様式8による)	
		2 常勤的非常勤職員	
加算額	(基準単価) (雇上月数)		
@	円 × /12月 =	円	
		3 非常勤職員	
加算額	(基準単価) (雇上月数)		
@	円 × /12月 =	円	

3 同伴児童対応等指導員の配置状況

(1) 同伴児童の在所状況※一時保護委託した児童数は除く

前年度における児童の在所実績	
年間在所延べ人員	人(A)
1日平均在所人員(A/365)	人

(2) 配置状況

(1) 婦人相談所一時保護所

加算額	(基準単価) @ 円	(雇上月数) × /12月	=	円
加算額 ※2人以上配置する場合	@ 円	× /12月	=	円
計				

(2) 婦人保護施設

加算額	(基準単価) @ 円	(雇上月数) × /12月	=	円
加算額 ※2人以上配置する場合	@ 円	× /12月	=	円
計				

4 個別対応職員の配置状況 (一時保護委託は様式7による)

加算額	(基準単価) @ 円	(雇上月数) × /12月	=	円
-----	---------------	------------------	---	---



5 同伴児童学習支援事業

(1) 婦人相談所一時保護所（一時保護委託は様式7による）

1. 教材費等

加算額	(基準単価)	(月末の児童数)	(対象児童毎の在籍月数の合計)	
	@	円	×	人
			×	月
			=	円

(2) 婦人保護施設

1. 学習指導員

加算額	(ア)基本分 価)	(基準単 価)	@	円
	(イ)加算分 価)	(基準単 価)	@	円

2. 教材費等

加算額	(基準単価)	(月末の児童数)	(対象児童毎の在籍月数の合計)	
	@	円	×	人
			×	月
			=	円

6 同伴児童通学支援事業（一時保護委託は様式7による）

(1) 婦人保護施設

1. 生活支援員

加算額	(基準単価)	@	円
-----	--------	---	---

2. 同行旅費

加算額	(基準単価)	@	円
-----	--------	---	---

内訳別紙 1

(元号) 年度婦人保護事業実施状況報告

1 一時保護所費支出状況調書等

(1) 職員月別配置状況

区分	3.31 配置数	/4	5	6	7	8	9	10	11	12	/1	2	3
調理員数													
その他の職員													

(注)年度中途において職員の異動が行われた場合は、異動した前任者の職氏名及び新任者の職氏名、本俸諸手当（月額）並びに異動年月日を欄がい余白に付記すること。

(2) 施設（一時保護所）事務費算定内訳

①標準国庫補助基本分

支出済額		施設名 (地域手当)										級地			
経費の種類	金額	年4月1日現在 職員現員	給与					住居 手当	通勤 手当	計	期末 勤勉 手当 加算	金額			
			職種	氏名	本俸	特殊 業務 手当	扶養 手当						地域 手当	小計	
給与	円	(1)	実支出実績額	専兼		円	円	円	円	円	円	円	円		
				専兼											
				専兼											
				専兼											
				専兼											
				計					(ア)			(ウ)			
		期末勤勉手当		与	基準額	施設長	人								
						事務員	人								
						指導員	人								
						看護師	人								
栄養士	人														
調理員等	人														
小計	人										(イ)				
計															
扶養手当		費	(ア)又は(イ)の低い方の額										(エ)		
			小計	(エ)×12月										(A)	
			(2) 期末勤勉手当	((ウ)+(エ))×4.50月											
			(3) 管理職手当												
			(4) 管理職員特別勤務手当												
			(5) 超過勤務手当												
			(6) 住居手当												
			(7) 通勤手当												
			(8) 非常勤調理員等												



〇〇  
費

	$\frac{(D)}{\text{取扱定員} \times 12 \text{月}}$ 交付要綱の表1の施設事務費基準限度額 (E)又は(F)の低い方の額 (G)×取扱定員×12月	(E) (F) (G) (H)
寒冷地手当	実支給額	(I)
	算定基準による算定額(内訳別紙)	(J)
	(I)又は(J)の低い方の額	(K)
夜間警備体制強化加算費	実支出実績額	(L)
	算定基準による算定額	(M)
	(L)又は(M)の低い方の額	(N)
施設機能強化推進費	実支出実績額	(O)
	限度額(75万円)(ただし、一時保護所については45万円)	(P)
	(O)又は(P)の低い方の額	(Q)
事務用冬期採暖費	(北海道所在施設のみ) 円 × 取扱定員	(R)
入所者処遇特別加算費	実支出実績額	(S)
	算定基準による算定額	(T)
	(S)又は(T)の低い方の額	(U)
単身赴任手当	実支出実績額	(V)
	算定基準による算定額	(W)
	(V)又は(W)の低い方の額	(X)
精神科医雇上費	実支出実績額	( )

〇〇  
費

		Y)
	算定基準による算定額(別紙婦人保護事業計画書)	(Z)
	(Y)又は(Z)の低い方の額	(a)
降 灰 除 去 費	実支出実績額	(b)
	算定基準による算定額	(c)
	(b)又は(c)の低い方の額	(d)
心 理 療 法 担 当 職 員 加 算	実支出実績額	(e)
	算定基準による算定額(別紙婦人保護事業計画書)	(f)
	(e)又は(f)の低い方の額	(g)
個 別 対 応 職 員 配 置 加 算	実支出実績額	(h)
	算定基準による算定額(別紙婦人保護事業計画書)	(i)
	(h)又は(i)の低い方の額	(j)
同 伴 児 童 対 応 等 指 導 員 雇 上 費 加 算	実支出実績額	(k)
	算定基準による算定額(別紙婦人保護事業計画書)	(l)
	(k)又は(l)の低い方の額	(m)
通 訳 者 雇 上 費 加 算	実支出実績額	(n)
	算定基準による算定額(別紙婦人保護事業計画書)	(o)
	(n)又は(o)の低い方の額	(p)
ケ ー ス ワ ー カ ー 雇 上 費 加 算	実支出実績額	(q)
	算定基準による算定額(別紙婦人保護事業計画書)	(r)
	(q)又は(r)の低い方の額	(s)

暴力被害者の 一時保護委託費	実支出実績額	( t )
	算定基準による算定額(別紙婦人保護事業計画書：様式1+2)	( u )
	(t)又は(u)の低い方の額	( v )
要保護女子の 一時保護委託費	実支出実績額	( w )
	算定基準による算定額(別紙婦人保護事業計画書：様式4+5)	( x )
	(w)又は(x)の低い方の額	( y )
学習指導費加算	実支出実績額	( z )
	算定基準による算定額	(A A)
	(z)又は(AA)の低い方の額	(B B)
民間団体との連 携体制強化加算	実支出実績額	(C C)
	算定基準による算定額	(D D)
	(CC)又は(DD)の低い方の額	(E E)
心理療法担当職 員加算 (一時保護委託 施設)	実支出実績額	(F F)
	算定基準による算定額	(G G)
	(FF)又は(GG)の低い方の額	(H H)
個別対応職員配 置加算 (一時保護委託 施設)	実支出実績額	(I I)
	算定基準による算定額	(J J)
	(II)又は(JJ)の低い方の額	(K K)
通訳者雇上費加 算 (一時保護委託 施設)	実支出実績額	(L L)
	算定基準による算定額	(M M)
	(LL)又は(MM)の低い方の額	(N N)
合 計	(H)+(K)+(N)+(Q)+(R)+(U)+(X)+(a)+(d)+(g)+(j)+(m)+(p)+(s)+(v)+(y)+(BB)+(EE)+(HH)+(KK)+(NN)	(O O)
民間施設給与等 改善費	(民間施設のみ) (00)×(別に定める加算率)	(P P)
賃借費加算	実支出計画額	(Q Q)
	算出基準による算定額	(R R)
	(NN)又は(00)の低い方の額	(S S)
標準国庫補助基 本 額	(00)+(PP)+(SS)	(T T)

- (注) 1 (1) 給与欄の「実支出実績額」については、職員全員について算定すること。
- 2 (1) 給与欄の「基準額」については、公立施設にあつては、職員数は家庭福祉課長通知別紙2の「職種別配置基準」に基づいて記入すること。  
また、単価は、交付要綱の別表「施設事務費算定基準」により算定すること。法人が経営する施設にあつては、職員数は公立の施設と同様とし、単価は「実支出予定額」により算定すること。
- 3 住居手当及び通勤手当については、実支出予定額と国家公務員の例により算定した月額を比較して、いずれか低い額により算定すること。



②指導員加算分

支出済額		施設名 (地域手当)											金額			
経費の種類	金額	(1)	年4月1日現在職員現員		給与					住居手当	通勤手当	計	期末勤勉手当加算	金額		
			職種	氏名	本俸	特殊業務手当	扶養手当	地域手当	小計							
人件費	円	給与	実支出実績額	専兼		円	円	円	円	円	円	円	円	円		
			専兼													
			専兼													
			専兼													
			計						(ア)					(ウ)		
				基準額												
				指導員	人						(イ)					
					(ア)又は(イ)の低い方の額											(エ)
				小計	(エ)×12月											(A)
				(2)期末勤勉手当	((ウ)+(エ))×4.50月											
				(5)超過勤務手当												
				(6)住居手当												
				(7)通勤手当												
				(10)年休代替要員費												
				(13)社会保険料 事業主負担金	(エ)×12月×0.21708											
		小計												(B)		
		(16)旅費														
		(17)庁費														
		(19)職員研修費														
		(21)職員健康管理費														
		(24)業務省力化等勤務条件改善費	直接処遇職員分 円 + 調理員分 円													
		小計												(C)		
		計	(A) + (B) + (C)											(D)		
			(D)													
			取扱定員×12月											(E)		

	交付要綱の表2の指導員一人あたり加算限度額 (E)又は(F)の低い方の額 (G)×取扱定員×12月	(F) (G) (H)
寒冷地手当	実支給額	(I)
	算定基準による算定額(内訳別紙)	(J)
	(I)又は(J)の低い方の額	(K)
合 計	(H)+(K)	(L)
民間施設給与等改善費	(民間施設のみ) (L)×(別に定める加算率)	(M)
標準国庫補助基本額	(L)+(M)	(N)

③合計

事務費算定基準額	標準国庫補助基準額	+	指導員加算額	
----------	-----------	---	--------	--



(4) 施設（一時保護所）事業費算定内訳

施設名

経費の種類	支出済額	基準額																	
		要保護女子分	乳児分	幼児分	冬期加算	期末一時扶助費	妊婦加算		産婦加算	母子加算	被服加算	社会適応訓練費	同伴児童経費	人身取引被害者支援医療費	進学支度	就職活動支援費	同伴児童学習支援事業	同伴児童通学支援事業	計
							6月未満	6月以上											
食糧費 光熱水費 燃料費 消耗品費 ○○○費 ○○○費	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	4月																		
	5月																		
	6月																		
	7月																		
	8月																		
	9月																		
	10月																		
	11月																		
	12月																		
	1月																		
	2月																		
	3月																		
計																			

(注) 婦人保護施設分については、「かきた婦人の家」委託分を本算定方式に準じて明記すること

内訳別紙

寒冷地手当基準額算定内訳

施設（一時保護所）

区分		本俸+特殊業務手当 +扶養手当(月額)	員数	単価	所要額	備考
(1) 定額	世帯主 (扶養親族3人以上) 世帯主 (扶養親族1人又は2人) 準世帯主 (扶養親族なし) 非世帯主				円	級地
(2) 加算額	世帯主 準世帯主 費世帯主					
合計						

(注) (2)加算額欄については、旧寒冷地に属する場合のみ記載すること。

## 2 婦人保護施設運営費支出状況調

支出状況調の様式は、前記「一時保護所費支出状況調等」に準じて作成すること。

なお、都道府県に婦人保護施設が2施設以上ある場合及び「かにた婦人の村」に措置委託を行っている場合には各施設ごとに作成するほか、次の様式による総括表を作成すること。







別表3 婦人相談所運営費

ア 所要額算出調書

区分	対象経費の 支出予定額	左の算出内訳
<p>1 相談所活動費                      (1) 旅費                      (2) 役務費                      (通信運搬費)</p> <p>2 外国人婦女子緊急                      一時保護                      (1) 旅費                      (2) 役務費                      (通信運搬費)                      (3) 通訳雇上費                      (4) 人身取引被害者等の医療費</p> <p>3 広域措置費                      (1) 旅費                      (2) 需用費                      (燃料費)                      (3) 役務費                      (通信運搬費)</p> <p>4 相談・一時保護同伴児童経費</p> <p>(1) 備品購入費                      (2) 需用費                      (消耗品費)</p>		<p>基準額 <input type="text"/> 円</p> <p>( 日額 <input type="text"/> 年間同伴児延人数 <input type="text"/> )</p> <p><input type="text"/> 190円 × <input type="text"/> 人</p>
<p>合 計</p>		

イ 事業実績

1 婦人相談所活動費（移送費）

要保護女子等（人数）	職員（人数）

2 外国人婦女子緊急一時保護経費

入国管理局への移送件数	通訳雇上件数
件	件

人身取引被害者等の医療機関対応人数
件

3 広域措置費

広域措置実施件数	
要保護女子等(人数)	
付き添い職員(人数)	

4 相談・一時保護同伴児童経費（購入備品）

--





様式3

(元号) 年度一時保護委託実績

都道府県名  
若しくは、婦人相談所を設置する指定都市名

1 (元号) 年度委託契約施設数

施設名	委託人員	委託延べ人員	平均委託日数

※委託人員及び委託延べ人員には、同伴する家族も含む。





様式6

(元号) 年度一時保護委託実績

都道府県名  
若しくは、婦人相談所を設置する指定都市名

1 (元号) 年度委託契約施設数

施設名	委託人員	委託延べ人員	平均委託日数

※委託人員及び委託延べ人員には、同伴する家族も含む。



様式7

一時保護委託加算費等算定内訳

1 心理療法担当職員雇上費加算

加算額	(基準日額単価)	(雇上月数)			
	@	円	×	/12月	= 円

2 個別対応職員雇上費加算

加算額	(基準日額単価)	(雇上月数)			
	@	円	×	/12月	= 円

3 通訳者雇上費加算

加算額	(基準日額単価)	(雇上日数)			
	@	円	×	/日	= 円

4 同伴児童学習支援事業

1. 学習指導員

加算額	(基準単価)		
	@	円	

2. 教材費等

加算額	(基準単価)	(月末の児童数)	(対象児童毎の在籍月数の合計)			
	@	円	×	人	×	月

5 同伴児童通学支援事業

加算額	(基準単価)		
	@	円	

様式 8

心理療法担当職員（常勤職員）算定額算出内訳

人	(1) 給与	年4月1日現在職員現員	給与					施設名		(地域手当)		金額	
			氏名	本俸	特殊業務手当	扶養手当	地域手当	小計	住居手当	通勤手当	計		期末勤勉手当加算
				円	円	円	円	円	円	円	円		円
		基準額					(ア)					(ウ)	
							(イ)						
件			(ア)又は(イ)の低い方の額									(エ)	
	小計		(エ)×12月									(A)	
費	(2) 期末勤勉手当		((ウ)+(エ))×4.50月										
	(5) 超過勤務手当												
	(6) 住居手当												
	(7) 通勤手当												
	(10) 年休代替要員費												
	(13) 社会保険料 事業主負担金		(エ)×12月×0.21708										
	小計											(B)	
管理費	(16) 旅費												
	(17) 庁費												
	(19) 職員研修費												
	(21) 職員健康管理費												
	(24) 業務省力化等勤務 条件改善費		直接処遇職員分			円 + 調理員分		円					
小計											(C)		
計		(A) + (B) + (C)									(D)		
			(D)										
			取扱定員×12月									(E)	
			交付要綱の表3の心理療法担当職員加算限度額									(F)	
			(E)又は(F)の低い方の額									(G)	
		基準額	(G)×取扱定員×12月									(H)	